

自立支援型ケアマネジメント検討会議の
事務改善と今後の対応について

〔公開資料〕

令和 4 年度 第 4 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和5年3月22日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

自立支援型ケアマネジメント検討会議の事務改善と今後の対応について

本市では、平成30年12月より、地域包括支援センター（以下、「包括」という。）において自立支援型ケアマネジメント検討会議（以下、「検討会議」という。）を開始し、令和4年度時点で4年が経過する。

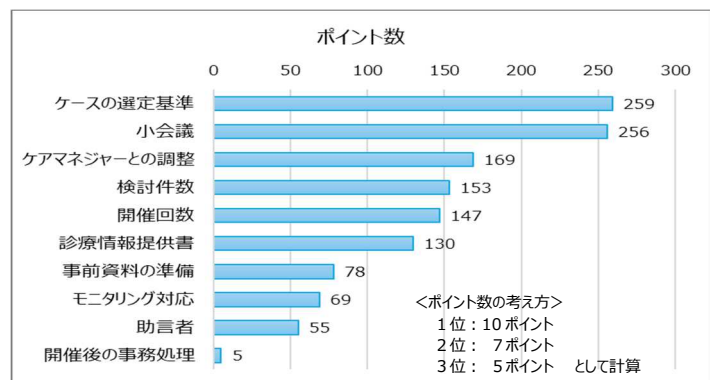
これまでも検討会議の効果やケアマネジャー等へのアンケート結果、マニュアルへの事例集登載など情報の共有を図ってきたところであるが、今後の包括業務の負担軽減のため、包括へ実態確認調査の実施及び包括管理者会において、検討会議担当者間での意見交換を実施し、次のとおり結果を集約した。

1 改善を希望する内容について

・自立支援型ケアマネジメント検討会議実態確認調査（R4.10月実施）

回答率 100%（66 地域包括支援センター）

順位	内容
1	ケースの選定基準
2	小会議
3	ケアマネジャーとの調整
4	検討件数
5	開催回数
6	診療情報提供書
7	事前資料の準備
8	モニタリング対応
9	助言者
10	開催後の事後処理



2 実態調査等の結果を踏まえた改善内容について

- ・最も意見の多かった「ケース選定基準」については、現行、対象ケースが限定されていることや、新規ケースの受け入れが可能な一部委託先事業所が限定されていることから、検討会議の対象となるケースが限られていた。
- ・また、利用者本人が検討会議対象となることを断ることもあり、包括が利用者選定に苦慮している状況であったことなどから、対象ケースを要支援者だけではなく、要介護2までの者で、改善が見込まれるケースまで拡大することとした。
- ・さらに、自立支援・重度化防止の観点から、ケアマネジャーが専門職から助言を受けやすく、より包括からの後方支援が行いやすく柔軟な対応ができるように改善を図った。
- ・小会議においては、これまでもケアマネジャーがより参加しやすい運営を行ってきたところであるが、会議回数が多い等の課題から、実質的にケアマネジャーが参加しにくい状況であった。これらの課題を改善するべく、ケアマネジャーが参加しや

すく、専門職からの意見が得られやすいよう、検討会議等の開催時期や法定外研修への位置づけを可能にするなど、ケアマネジャーにとってもメリットのある開催方法へ変更することとした。

○自立支援型ケアマネジメント検討会議及び小会議にかかる改善内容について

【自立支援型ケアマネジメント検討会議】

	現行	改善後
ケース選定	① 基本対象ケース 次のすべてに該当する高齢者とする。 ・第1号被保険者（65歳以上高齢者） ・在宅の高齢者 ・要介護認定における要介護度が要支援1又は要支援2の者 ・概ね1年以内の介護保険制度新規申請者 ・介護保険サービス又は総合事業サービス利用者 ・生活不活発病（廃用症候群）の者又は将来的になり得ると思われる者、又は骨折等の筋骨格系疾患の者 ② 特別対象ケース ・基本対象ケース以外であっても、担当ケアマネジャー（包括も含む）より検討会議にて自立支援や重度化防止の観点を基本として、早期に有識者によるケアプランに対する意見や検討等が必要と判断され、開催する包括が認めた者（例）介護保険制度新規申請者から1年以上経過している者	・在宅で生活する第1号被保険者であり、<u>要支援者及び軽度な要介護認定者（要介護2まで）の者であって、改善が見込まれるケース</u> （例えば、骨折等により一時的に介護度に変化があった者などで、サービス等の利用により、改善の見込みがある者、また、要介護から要支援へ改善された者） ・その他、<u>自立支援・重度化防止の観点からケアマネジャーが専門職からの意見等を希望する者</u>
件数	4～5件程度	原則2件 とする。
開催回数・開催時期	【1区1包括の場合】 ・毎月1回実施（開催時期は外部助言者等との調整による）、小会議の実施なし 【1区に複数の包括の場合】 ・検討会議は原則として各月の上旬に開催（輪番制） ・毎月上旬に行った検討会議の内容をもとに、同区内の他包括において、同月下旬に小会議を開催 ・区内に複数包括がある区は、すべての包括において、検討会議又は小会議いずれかを月に1回開催	1区に複数包括がある場合は、毎月開催（輪番制） ※<u>1区に1包括の場合は、隔月1回開催</u> ※<u>月の中旬になど、ケアマネジャーが参加しやすい時期に開催</u>
外部助言者	・医師及びリハビリテーション専門職（必須） ・ケースの状況に応じて、区の実情に合わせ助言者として、その他の専門職の参加も可	現行どおり、医師、リハビリテーション専門職は必須とする。 ※現行どおり、ケースの実情に応じて、他の専門職に依頼する場合は、包括委託料からの報酬の支出を可

	現行	改善後
資料準備	【ケアマネジャー】 利用者基本情報、基本チェックリスト、興味・関心チェックシート、介護保険認定調査票、介護保険主治医意見書、生活機能評価票、介護予防サービス・支援計画書、週間サービス計画表、課題整理総括表 【かかりつけ医】 診療情報提供書	利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、週間サービス計画表、主治医意見書、興味・関心チェックシートは必須 ※診療情報提供書を依頼した場合は資料とする。 ※課題整理総括表、生活機能評価表、基本チェックリスト、介護保険認定調査票は、必要に応じてケースの状況により活用する。 ※その他、包括独自で作成している資料は必要に応じて活用する。 ※当会議は地域ケア会議に該当するものであり、守秘義務が課せられていることからマスキングは不要とする。 個人情報の取扱いには十分留意する。
診療情報提供書	診療情報提供書（本事業所定様式） 選定ケースの生活状況やこれまでの治療状況、今後の治療等の方針などの医療的観点を含んだ意見等の記載	主治医には、患者が検討会議の対象である旨を必ず説明のうえ、認定申請時の主治医意見書に加え、対象者の状態の変化に応じ、<u>診療情報提供書の必要性の有無について判断を仰ぎ、必要があると判断された場合は作成を依頼</u>
モニタリング	【検討会後の対象者説明】 ・ケアマネジャーによる次回モニタリングの際に包括の担当職員も同行訪問（モニタリングの期限は検討会議後、3か月以内） ・基本的には、検討会議の意見及びそれを踏まえたケアプランの内容の変更案等の説明はケアマネジャーが行い、必要に応じて、包括職員の協力 【1年後のモニタリング】 ・本人の同意によるケアプランの変更の有無にかかわらず、対象者説明時の訪問を実施した月の概ね1年後（約12か月後）を目途に再度当該対象者の生活状況等を確認 ・確認方法は、原則として、ケアマネジャーと同行訪問し、身体状況や生活状況等の確認 ・訪問して確認が困難である場合については、資料14「自立支援型ケアマネジメント検討会議報告書（1年後対応後の報告書）」の内容等が把握できている場合に限り、アンケート方式により確認可 ・対象者が転居・死亡等の理由によりモニタリングが難しい場合は、事実が分かった時点の情報をケアマネジャーより、聞き取る	現行どおり

【小会議】

	現行	改善後
開催時期	・ 検討会議を開催した包括以外の包括が、同月の下旬に開催 ※ 1 区 1 包括の区では、小会議の開催なし	・ 検討会議の開催状況により、<u>包括圏域の実情に合わせて実施</u> (例えば、ケアマネジャーの参加しやすい中旬に開催するなど)
開催回数・開催時期	・ 検討会議を開催した包括以外の包括が、圏域内で毎月実施 ※ 1 区 1 包括の区では、小会議の開催なし	・ <u>年 2 回以上</u> (<u>1 区 1 包括は、年 1 回以上</u>) ・ 1 区に複数包括がある場合は、合同開催可能（現行どおり） ・ 小会議のある月は、検討会議を開催しない。 ・ 居宅介護支援事業者連絡会とあわせて開催するなど、ケアマネジャーが参加しやすいよう開催方法を工夫する。
開催内容	・ 検討会議で検討した事例をもとに圏域内のケアマネジャーに対し、検討事例の意見交換や検討内容の伝達等を実施	・ 検討会議のケースを踏まえたうえで、全件を網羅することにとらわれず、包括及びケアマネジャーが自立支援・重度化防止の観点から有意義であるとするテーマに応じて開催 ・ 地域ケア会議「振り返り：事例検証」として開催することも可能 ・ ケアマネジャーの支援や参加者確保の観点から、「法定外研修」と位置づけ開催するなど、ケアマネジャーが参加しやすいよう工夫する。
外部助言者	・ リハビリテーション専門職	・ 現行どおり ※ リハビリテーション専門職以外に テーマに沿った講師（専門職）に依頼する場合、包括委託料から報酬の支出は可能。

3 今後の対応について

検討会議の改善内容については、大阪府医師会、大阪府理学療法士会等の関係団体へ説明のうえ、3 月 15 日開催の包括管理者会でも同様の説明を行ったところである。

令和 5 年度からは、改善内容に基づき検討会議や小会議を実施したうえで、新たに見えてきた業務上の課題を把握し、さらなる改善に向けた検証を行うとともに、全包括及び事例提供者であるケアマネジャー、身近な保険者として出席している区保健福祉センター職員等へ情報共有を図っていくこととする。